

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、国勢調査によりますと、平成 12 年の 69,630 人をピークに減少傾向が続き、令和 2 年には 60,378 人と約 13%減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口によりますと、平成 27 年の人口をもとに推計した本市の人口は、令和 27 年には 41,907 人まで減少するとされています。

令和 2 年の国勢調査における年齢 3 区分別の人口構成比は、年少人口（0～14 歳）が 10.6%（6,413 人）、生産年齢人口（15～64 歳）が 55.4%（33,475 人）、老年人口（65 歳以上）が 33.9%（20,490 人）であり、特に、生産活動の中核をなす生産年齢人口は、平成 27 年の 37,028 人と比較して約 10%減少しています。

同じく令和 2 年の国勢調査によりますと、本市の産業構造は、第一次産業が 11.9%、第二次産業が 22.8%、第三次産業が 65.3%、15 歳以上の就業者数は 31,370 人であり、平成 27 年の 31,098 人と比較して約 1%増加しています。

民間事業所数については、平成 18 年の事業所・企業統計調査において 3,898 事業所であったものが、平成 28 年の経済センサス活動調査では 3,202 事業所となり、約 18%減少しています。また、令和 2 年の工業統計調査によりますと、本市の製造業は、事業所数が 85 事業所、従業者数は 3,248 人、製造品出荷額等が 666 億 5,150 万円であり、平成 26 年と比較して事業所数は約 10%減少したものの、従業者数は約 11%増加、製造品出荷額等は約 19%増加しています。

現在、当市の有効求人倍率は全国平均を超える高い水準にありますが、実情としては、若者の市外流出や求人と求職のミスマッチ等により労働力が不足しており、加えて、多くの中小企業等が事業承継や機械設備の老朽化等の課題を抱えていることから、こうした状況が続けば、産業基盤の低下により市全体の活力が失われかねない状況となっています。

このため、本市では中小企業の振興に関する基本的な事項を定めた「十和田市中小企業振興基本条例」を平成 30 年 4 月 1 日から施行しており、地域経済や雇用を支える重要な役割を担う中小企業の振興に取り組んでおります。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本市経済活力の維持・増進と雇用機会の拡大を図ります。これを実現するため、計画期間中に 11 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とします。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が本市経済及び雇用を支えています。そのため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとします。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市は、青森県の県南内陸部に位置し、市域面積は725.65km<sup>2</sup>で、県内40市町村のうち3番目の広さを有しています。

本市の産業は広域に渡って立地しており、広く事業者の生産性向上を実現するために、本計画の対象区域は市内全域とします。

### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が本市経済及び雇用を支えています。そのため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とします。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、業務効率化や省エネルギーの推進、品質向上、生産設備の能力向上など多様です。そのため、本計画では労働生産性が年率3%以上向上することが見込まれる事業であれば幅広い事業を認定対象とします。ただし、本市における雇用創出や産業振興を促進するため、市内に事務所又は事業所を有する事業者のみを対象とします。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日の2年間

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

中長期的な視野に立って事業者の生産性向上を支援するため、先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間とします。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定確保を前提に生産性の向上を後押しする観点から、人員削減を目的とした取り組みは先端設備等導入計画の認定の対象としません。

また、健全な地域経済の発展と納税の公平性に配慮し、公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるもの、市税を滞納している者についても先端設備等導入計画の認定の対象としないものとします。